

「坂東市補助金等の交付基準」(たたき案)

補助金の効果的・効率的かつ適正な運用を図るため、事業の効果性、団体等の適格性、補助対象外経費の明確化、補助額の適正化、終期の設定を視点とした「補助金等の交付基準」を策定する。

【補助金等の交付基準】

1 事業の効果性

- (1) 補助金の交付が客観的にみて公益上必要であること。
- (2) 補助金の交付に対して費用対効果が認められること。
- (3) 事業活動の目的、視点、内容などが社会経済状況に合致していること。
- (4) 行政と市民の役割分担の中で、真に補助すべき事業・活動であること。

2 団体等の適格性

- (1) 支出の根拠が明確で法令などに抵触していないこと。
- (2) 団体の会計処理および使途が適切であること。
- (3) 団体の当該事業決算における繰越金が、補助金の額を超えていないこと。
- (4) 団体の事業活動の内容が団体の目的と合致していること。
- (5) 市担当者が団体等の事務局を兼務しないこと。

3 補助対象外経費の明確化

補助対象経費を団体等の「活動事業費」に限定し、次の経費は原則として対象外とする。

- (1) 会議費や事務費、施設管理等の本来団体等が自己財源で賄う経費。
- (2) 宿泊を伴う視察や慰労的な研修の経費。
- (3) 交際費、慶弔費、飲食費、親睦会費等補助事業と直接関係しない団体運営に係る経費。
- (4) 他の団体等へ行う迂回助成部分。

4 補助額の適正化

- (1) 国庫補助や県補助を伴う事業に係る市の補助は、合理的理由がない限り上乗せ補助は行わない。
- (2) 団体等の決算において繰越金の額が補助金を超えている場合は、補助額を調整する。

- (3) 個人を対象とする補助金については、市税の納付状況や所得要件等による交付の制限を必要に応じ設定する。
- (4) 利子補給にかかる補助金については、金利情勢に応じた補助率とする。
- (5) 2分の1を超える高率補助は、補助率の引き下げを行う。ただし、補助金額が2分の1を超えているものについては、3年間で暫時減額するものとし、3年後に2分の1以内とする。

5 終期の設定

補助金の交付にあたっては、補助事業の目的達成に向けた努力の促進と補助事業の効果や必要性の見直しのための区切りとするため、補助期間を定め、補助金の実効性を確保する。

- (1) 国や県の制度による補助は、その制度の終了と合わせて、市の補助を終了させる。
- (2) 市単独事業の補助金については、同一団体等への交付はすべて3年以内の終期を設定し、更新が必要な場合には、必ず見直しを行うものとする。

「坂東市補助金等見直し基準」(たたき案)

補助事業を見直しするにあたって「継続するもの」「原則として廃止するもの」「休止又は減額するもの」「統廃合を検討するもの」「その他」について「補助金等見直し基準」を策定する。

1 継続するもの

- (1) 法令等により補助することが義務付けられている事業。
- (2) 国・県の補助金を財源の一部として充てる事業のうち、市の負担が義務的である事業。
- (3) 他市町との協議等により、市の負担が決定している事業。
- (4) 行政目的を達成するために、行政が実施すべき事業を補完して実施している事業。
- (5) 補助金交付基準におおむね適合しており、補助の必要性が認められる事業。

2 原則として廃止するもの

- (1) 会議費や事務費、施設管理費等の本来団体等の自己財源で賄う経費に充当するもの。
- (2) 補助目的が達成された事業。
- (3) 社会情勢等の変化により補助の目的が適切でなく、事業効果の薄れている事業。
- (4) 補助金交付基準に適合していないと思われる事業又は団体等に対する補助。
- (5) 事業費の全額を補助金で賄う事業については、補助の対象としない。

3 休止又は減額するもの

- (1) 繰越金が補助金を超えている事業。
- (2) 食料費及び旅費の占める割合が 30% を超える事業。
- (3) 2 分の 1 を超える高率補助は、補助率の引き下げを行うこと。

4 統廃合を検討するもの

- (1) 同一団体 1 事業を原則として、複数の補助金を受けている場合は統合を図ること。
- (2) 類似団体の補助金は統合を検討すること。
- (3) 上部団体への一括補助は、事業内容が見えにくいので分離も検討すること。

5 その他

- (1) 補助金になじまない事業については支出科目を見直すこと。
- (2) 補助期間について、3 年以内の終期を設定すること。

「坂東市補助金チェックシート」（たたき案）

資料5-3

	番号	委員名
補助金名		

項目		評価			
公益性	1 市民の福祉向上と利益の増進に効果がある。 （補助対象事業が公益性が高い事業である。）	4	3	2	1
公益性	2 受益者が特定の者に偏っていない。 （特定の個人や一部の地域を対象としていない。）	4	3	2	1
公益性	3 当初の補助目的は希薄化していない。 （補助対象事業の内容は、時代・社会情勢に合っている。）	4	3	2	1
必要性・ 妥当性	4 市の政策・施策との整合性がある。 （政策・施策の実施のために必要な事業である。）	4	3	2	1
必要性・ 妥当性	5 市が財政支援をしなければならない事業である。 （行政が積極的に関与しなければならない事業である。）	4	3	2	1
補助の効果	6 費用対効果は適切である。 （補助金の効果が現れている。）	4	3	2	1
団体の適 正	7 受益者負担の水準は適切である。 （会費の額は適切である・自主財源の確保に努めている。）	4	3	2	1
会計処 理・使途	8 補助金の使途は適切である。 （補助対象外とすべき経費は含まれていない。）	4	3	2	1
会計処 理・使途	9 補助金の使途が明確に確認できる。 （実績報告書の記載、団体の会計処理は適切である。）	4	3	2	1
団体の適 正	10 繰越金、余剰金、積立金などは多額でない。	4	3	2	1
団体の適 正	11 団体等がすべき事務は、団体自身で行っている。 （市職員が事務処理をしていない）	4	3	2	1
補助制度	12 補助金の支出根拠が明確である。 （法令などに抵触していない。）	4	3	2	1
各評価の個数					

（説明）

1：あてはまらない、2：どちらかというにあてはまらない、3：どちらかというにあてはまる、4：あてはまる

方向性	継続・廃止・休止・減額・統廃合・その他
-----	---------------------

特記事項	
------	--